

現在の場所: [トップ](#) > [くらしの情報](#) > [生活・環境・交通・住宅](#) > [住宅](#) > [住宅施策](#) > [空き家対策](#) > [空家等管理活用支援法人について](#)

キーワード検索

検索

空家等管理活用支援法人について

更新日：令和5年12月13日 ページID：P0033277

印刷する

? よくあるご質問

住宅施策の分類一覧

- ▶ [計画](#)
- ▶ [住宅相談](#)
- ▶ [耐震化の相談・アドバイザー](#)
- ▶ [居住環境整備・耐震化](#)
- ▶ [分譲マンション](#)
- ▶ [公営住宅](#)
- ▶ [セーフティネット住宅](#)
- ▶ [高齢者向けの住まい](#)
- ▶ [空き家対策](#)
- ▶ [その他](#)

空家等管理活用支援法人の指定について

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の一部改正により、法第23条第1項に基づく「空家等管理活用支援法人」の指定制度が新たに始まりました。

この制度は、一定の基準を満たす法人からの申請に対して、市が「空家等管理活用支援法人」として指定を行い、指定を受けた法人が法第24条各号の業務を実施することで、不足している専門知識の補完をすることができ、空き家対策の推進に寄与するものです。

本市における空家等活用支援法人の指定に関する事務手続きについては、以下の要綱を御確認ください。

- ・ [八王子市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（PDF形式 962キロバイト）](#)

空家等管理活用支援法人の申請について

本市では、必要に応じて関係団体等に委託等を行い、法第24条各号に列挙されている業務を既に実施しております。

申請を検討されている方は、事前に御相談ください。

このページに掲載されている情報のお問い合わせ先

まちなみ整備部住宅政策課(民間住宅担当)

お問い合わせメールフォーム

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7260 ファックス：042-626-3616

八王子市役所

郵便番号：192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 [\[地図・フロア案内\]](#)

電話：042-626-3111（代表） 午前8時30分から午後5時まで（土曜、日曜、祝日は、閉庁です。）

法人番号：1000020132012

[このサイトについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [免責事項](#) | [リンク集](#)



Copyright © Hachioji-City. All Rights Reserved.